

○八尾市住宅マスタープラン審議会規則

平成 27 年 8 月 12 日規則第 61 号

八尾市住宅マスタープラン審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）第 2 条の規定に基づき、八尾市住宅マスタープラン審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、住宅マスタープランの策定及び見直しに係る調査、審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第 7 条 会長は、緊急を要するため審議会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建築部住宅政策課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月27日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(1)～(48) (略)

(49) 八尾市住宅マスタープラン審議会規則

(50)・(51) (略)